

第7章 児童・生徒指導

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきています。こうした状況を踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性が再整理され、今日的な課題に対応していくため、『[生徒指導提要](#)』は、令和4年12月に改訂されました。

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことです。児童・生徒指導の目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるのと同時に、自己の幸福の追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることです。児童・生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。各学校においては、児童・生徒指導の目的を踏まえ、教育活動全体を通じて、自己指導能力の獲得を支える指導・援助を学校の特質である集団活動を中心としながら進めていくことが必要になります。

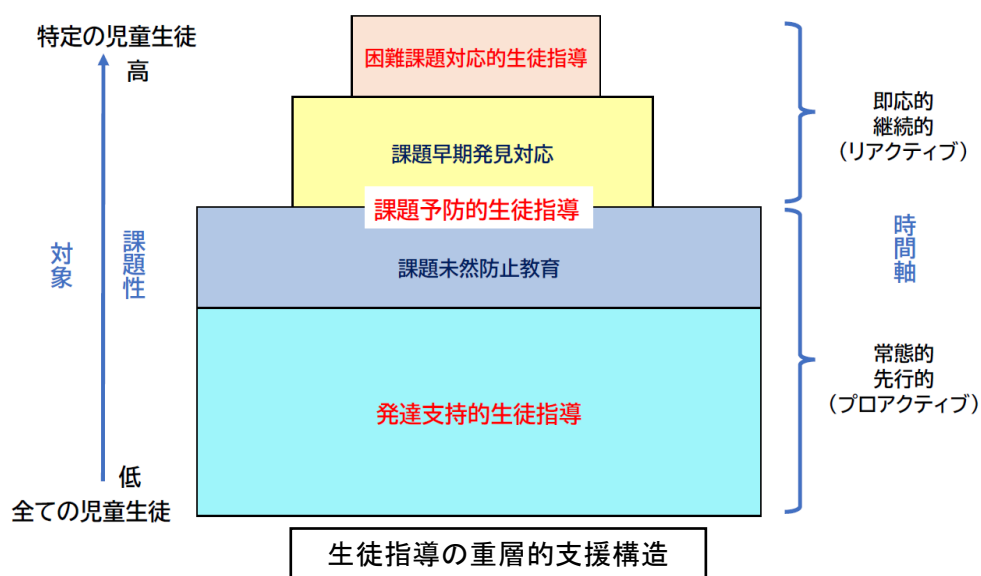
本県教育の5年間（令和7年度まで）の方向性を示した「[栃木県教育振興基本計画2025—とちぎ教育ビジョン—](#)」には、基本施策8として自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実が掲載され、施策の方向について示されています。

1 生徒指導提要改訂のポイント

(1) 生徒指導の構造

ア 2軸3類4層構造（生徒指導の重層的支援構造）

『生徒指導提要』の改訂により、新たに「生徒指導の構造」が示されました。生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができます。児童・生徒指導の分類は、下図のようになります。



イ 生徒指導の2軸

児童生徒の課題への対応の時間軸に着目すると以下のように2分されます。

(ア) 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育といった先手型の生徒指導をいいます。

(イ) 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆の段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導といった事後対応型の生徒指導をいいます。

ウ 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると以下の3類になります。

(ア) 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支えます。

(イ) 課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含みます。

(ウ) 困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行います。

エ 生徒指導の4層

生徒指導の4層とは、2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層からなる構造をいいます。

(ア) 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。

(イ) 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。

(ウ) 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

また、早期対応では、主に、学級担任が生徒指導主事等と協力して、機動的に課題解決を行う機動的連携型支援チームで対応することとなります。しかし、問題によっては、生徒指導主事や生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教職員が協働して校内連携型支援チームを編成し、組織的なチーム支援によって早期に対応することが望めます。

(エ) 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うのが、困難課題対応的生徒指導です。困難課題対応的生徒指導において

は、学級担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心とした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応します。

(2) 自己指導能力の育成

自己指導能力とは、児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を指します。

各学校においては、自己指導能力の育成を図る4つの留意点を踏まえて、児童生徒に関わる必要があります。(以下参照)

自己指導能力の獲得を支える 児童・生徒指導4つの視点	実践上の留意点
ア 自己存在感の感受	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も一人の人間として大切にされていると児童生徒に実感させる。 ・教育活動の中で、自己肯定感や自己有用感を育む。
イ 共感的な人間関係の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・認め合い、励まし合い、支え合える学習集団づくりをする。 ・自他の個性を尊重し、相手の立場に立って行動できるようにする。
ウ 自己決定の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する体験を重要視する。 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をする。
エ 安全・安心な風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるようにする。 ・お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土づくりをする。

2 チーム学校による児童・生徒指導体制

(1) 組織的な指導 ～学校を基盤としたチームによる連携・協働～

ア 指導体制

学級担任等が一人で問題を抱え込むことのないように、校長のリーダーシップの下、児童・生徒指導担当や各主任等が自らの役割を自覚し、組織として機能させることが望まれます。また、事故や問題行動が起きた場合には、初期対応が非常に重要であるため、「素早く、適切で、誠意ある対応」を心掛け、児童生徒や保護者に不安感や不信感を抱かせないことが大切になります。

イ 児童指導主任・生徒指導主事の役割

児童指導主任・生徒指導主事は、校長の指導の下に、学校における児童・生徒指導を組織的・有機的に運営するための中心となり、児童・生徒指導に関する連絡・調整及び指導・助言を行うことが必要になります。学校の児童・生徒指導体制が適切に機能するかどうかは、児童指導主任・生徒指導主事の力量に頼る面が大きく、学年やブロックを越えたリーダーであることが望まれます。



また、「生徒指導提要」p.74,75や「[生徒指導の役割連携の推進に向けて](#)」(平成23年3月国立政策研究所生徒指導研修センター)を、組織的、体系的な児童・生徒指導の推進の一助として併せて御活用ください。

ウ チームによる支援

チームによる支援とは、問題を抱える個々の児童生徒について、管理職、児童・生徒指導担

当、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が、チームを編成して児童生徒を指導・援助し、また、家庭への支援も行い問題解決を行うことです。組織的かつ効果的な支援を行うためには、教員同士の支え合い・学び合う同僚性が基盤となります。そして、教職員間で指導の在り方について共通理解をもつとともに、チームとして連携・協働して解決に取り組もうとする教職員の意識が重要であり、校務分掌の明確化や全校指導体制の確立、研修の実施等が欠かせません。

(2) 教育相談体制の構築

教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員にとって不可欠な業務であり、学校における、基盤的な機能の1つといえます。全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって、連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にし、共通理解を図りながら推進することが大切です。

教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要です。また、心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童生徒が増える中で、教育相談体制における養護教諭の役割は重要です。

(3) 教育相談担当教員の役割

教育相談担当の校務分掌での位置付けは学校によって様々です。児童・生徒指導部の中に位置付けられたり、学校によっては特別支援教育コーディネーターや不登校問題の担当を兼ねていたりします。教育相談担当教員には、右に示す役割を十分に発揮することが望まれます。

【教育相談担当教員の役割】

- 学級担任へのサポート
- 校内への情報提供
- 校内及び校外の関係機関との連絡・調整
- 危機介入のコーディネート
- 教育相談に関する校内研修の企画運営
- 教育相談に関する調査研究の推進 等

(4) スクールカウンセラー（SC）の活用

本地区には、15名のSC及びSCに準ずる者が全校に配置されています。

活用にあたっては、SC担当教員がSCの勤務日に合わせて校内事例検討会をセッティングしたり、学級担任が特別な支援を要する児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成する際、専門的な立場からアドバイスを行うよう計画したりするなど、積極的にコーディネートすることが望まれます。

【スクールカウンセラーの主な職務】

- 児童生徒や保護者へのカウンセリング
- 児童生徒のアセスメント
- 学校内におけるチーム体制の支援
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- 関係機関等の紹介
- 教職員研修 等

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

本地区には、14名のSSWが配置されています。社会福祉の専門的な知識・技能をもつSSWを活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援することが望まれます。

【スクールソーシャルワーカーの主な職務】

- 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- 教職員への研修活動 等

(6) 養護教諭の教育相談的役割

養護教諭の活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、児童生徒にとっては、安心して話を聞いてもらえる場所でもあります。けがなどの救急処置や身体の不調を訴えて来室する児童生徒はもとより、不登校傾向や非行傾向のある児童生徒、性に関する課題のある児童生徒などにも日常的に保健室で関わる機会が多く、いじめや虐待などの問題についても発見しやすい立場にあります。養護教諭は、児童生徒の発するサインを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対して、心身の健康観察や情報収集を図り、問題の背景を分析し情報を校内で共有することが重要です。

【養護教諭の教育相談的役割を果たすポイント】

- 保健室で抱え込まず、学級担任等と連携する。
- 教職員や管理職と日頃からコミュニケーションを図る。
- 校内へ定期的な活動報告を行う。
- 保健室の利用状況について学級担任との連絡の在り方等について共通理解を図る。
- 職員会議で養護教諭からの報告の機会を確保する。
- 校内研修会で保健室からの事例を取り上げる。
- 教育相談の校内組織に養護教諭を位置付ける。

3 児童・生徒指導上の諸課題への対応

(1) 児童・生徒指導上の諸課題についての理解

ア 全ての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること

子供から大人になる段階での問題行動と捉え、一過性の逸脱行為、社会的に自立していくための試行錯誤と考えることが大切です。特に、心身の変動の激しい思春期は、好ましくない社会的な影響を受けやすく、いつ誰もが問題行動を起こす可能性があるため、予防に努めることが求められます。

イ 発達を支える児童・生徒指導を進めること

問題行動を未然に防止するには、日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行うことが大切です。また、このような働きかけを学習指導と関連付けて行うことも重要です。教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」働きかけを行っていくことが望まれます。

ウ 発達障害への理解

自閉症スペクトラム(ASD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはありません。発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、周りがそれに気付かずに、やる気の問題や努力不足という見方で無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、失敗やつまずきの経験だけが積み重なることとなります。こうしたことがきっかけとなり、ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下を招くこととなります。さらには、適応困難、不登校や引きこもり、反社会的行動等、二次的な問題としての問題行動が生じることがあります。発達障害の特性のある児童生徒は、経験したことの振り返りや多面的に物事を捉えることを苦手になっている場合が多いので、その都度、原因となった事象や状況の把握、適切な対処の仕方などを児童生徒一人一人の特性を踏まえて丁寧に教えていく指導が必要になります。

(2) いじめ

ア いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

加害行為の「継続性」、「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素によりいじめの定義を限定して解釈することなく、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を全校体制で行っていくことが求められます。

イ いじめの理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは情報通信機器の介在により、一層見えにくいものになっています。教職員は、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること」、また、「誰もが被害者にも加害者になり得るものであること」を十分に認識しておく必要があります。

ウ いじめへの対応

いじめについては、いじめ防止対策推進法やガイドライン等に基づく適切な対応が求められます。栃木県教育委員会から出された[「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」](#)（平成31（2019）年3月）

において、具体的な対応が示されていますので、参考にしてください。



(3) 暴力行為

ア 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で、家庭、学校、外部関係機関と連携を図りながら取り組むことが不可欠です。

イ 暴力行為への対応

教職員は、暴力行為への指導において、問題を起こした児童生徒との信頼関係に配慮した対話を心掛けるとともに、暴力行為が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要があります。なお、学校における秩序の破壊や他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、十分な教育的配慮の下で、出席停止や懲戒などの措置が必要となることもあります。教職員には、毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められます。

(4) 児童虐待

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4タイプに分類されます。児童虐待は家庭内で行われるという性格上、表面化しないケースが多く見られます。また、いくつかのタイプの虐待が複合している場合もあるので注意しなければなりません。児童虐待は子供の人権を著しく侵害するだけでなく、心に深い傷となって残り、人格形成に大きく影響を与えます。また、発達障害と似たような行動をとるケースもあります。思い込みによる誤った対応をすると、解決の遅れにつながる可能性がありますので注意をする必要があります。

各学校の教職員は、児童生徒を虐待から発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかにこれを**市町や児童**

相談所に通告しなければなりません。（児童虐待の防止等に関する法律第5条・第6条）児童虐待への対応については、文部科学省より出された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2（2020）年6月改訂版）において、児童生徒や保護者との関わり等、日常の観察から通告及び通告後の対応について具体的に示されていますので、参考にしてください。

(5) 自殺予防

ア 未然防止

子供の自殺の原因は「個人」「学校」「家庭」それぞれの要因が複合的に結びついているとされています。「学校」が要因となる主なものとして、「友人関係のトラブル、いじめ」「学業不振、成績低下」「進路に関する悩み」等が挙げられます。学校は、児童生徒の孤立感や自尊感情の低下に気づき、適切な指導・支援を行っていくことが求められます。また、各学校が「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」を積極的に推進することが望まれます。

イ 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を感じた場合の対応法として、「TALKの原則」に基づく対応が必要です。

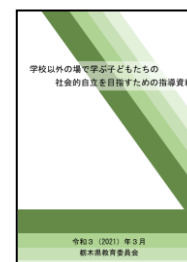
Tell	心配していることを言葉に出して伝える。
Ask	「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。
Listen	絶望的な気持ちを傾聴する。訴えに真剣に耳を傾ける。
Keep safe	安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

(6) 不登校

ア 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒については、個々の状況に応じて支援を行うことが必要であり、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。

栃木県教育委員会から出された「[学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料](#)」（令和3（2021）年3月）には、各学校における支援体制の整備・推進に向けた取組や関係機関との連携の在り方などについて手順や配慮事項、留意点等が示されていますので、参考にしてください。



イ 不登校への対応

(7) 実態把握と適切な支援

不登校の原因が、心理的な問題だけでなく、いじめや虐待、発達障害、そして家庭環境など複雑である現状に対して、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているのか、その都度、状況を把握した（アセスメント）上で、適切な働きかけや関わりをもつことが必要です。「この児童生徒はどのような要因で不登校になっているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」等、状況を把握し、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」が判断される必要があります。その際、児童生徒・保護者と学校との関係を丁寧に構築しつつ、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための支援を行うことが大切です。

(4) 働きかけ

○未然防止

不登校の根本的な解決のためには、新たな不登校を生まないことが求められます。そのため、未然防止の視点が必要です。未然防止の視点とは、児童生徒一人一人の学校生活を充実させることと言い換えることもできます。具体的には、本県が進めている学業指導の推進が未然防止につながるようになります。また、児童生徒が自ら安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育の推進が求められます。

○初期対応

欠席が気になる児童生徒（月の欠席が3日程度）に対する適切な指導・支援を進めることは、長期的な欠席を未然に防ぐこととなります。栃木県総合教育センターから出された「欠席が気になる児童生徒への指導のヒント～不登校の初期対応～」(平成30年3月)において、具体的な指導・支援の取組が示されていますので、参考にしてください。

○組織的対応と指導記録の作成

情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・援助に当たるための体制を構築することが大切であることはいまでもありませんが、具体的には、不登校児童生徒についての個別の指導記録を作成することも有効な方法の一つです。

○教育支援センター等に通室している児童生徒への対応

学校に登校できない児童生徒が教育支援センター等に通っている場合や家庭から出られない場合も、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切です。教育支援センター等に通っている場合には、担任の教員等が教育支援センター等に出向き、児童生徒の様子を把握したり、学習や行事等の内容を児童生徒に伝えたりすることを継続して実施していくことが求められます。

(ウ) ネットワークづくり

不登校については、原因や状態像も複雑化・多様化していることもあり、連携すべき専門機関は多岐にわたります。教育委員会や教育支援センター、児童相談所等の公的機関だけでなく、民間施設等とも積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たることが重要になります。それと同時に、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うためにも、幼保・小・中間で連携を深め、適切な関わりができるような情報の共有が求められます。

(エ) 全ての児童生徒にとって居場所となる学校

不登校児童生徒の学校復帰を目指すに当たっても、また不登校の予防・開発的な対応という視点からも、学校教育をより充実させるための取組を展開することが大切になります。

特に、学級や学校をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にする「居場所づくり」、日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合える場面を実現していく「絆づくり」について、バランスよく推進していくことが大切です。

(オ) 保護者支援

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも効果を及ぼすものと期待されます。その意味からも、保護者に対し担任の教員や養護教諭等が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応が求められます。

(7) インターネット・携帯電話に関わる問題

情報通信機器の発達により、児童生徒の情報活用能力の育成が求められています。それらの使い過ぎによって、児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、さらには深刻なトラブルが発生しています。そのため、児童・生徒指導の面では、使い過ぎや学校等への不必要な持込み等を注意するとともに、利用時の危険回避等、情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。指導の際には、児童生徒自身が、「被害者とならない」、「加害者とならない」、「加害行為に手を貸さない」という視点が大切です。

また、GIGAスクール構想を受け、全児童生徒が端末を用いて学習に取り組んでいます。端末の適切な使用方法について、更なる情報モラル教育の推進が求められています。

ア 情報モラル教育

インターネットは日常生活や学習に役立つ一方で、その利用に際し、様々なトラブルも発生しています。その解消には、フィルタリングソフトの導入促進などの技術的対策を講じるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが大きな役割を果たします。

栃木県教育委員会から出された「[ネットトラブル事例とその予防](#)」(平成28年7月)において、本県において発生した事例、情報社会で適正な活動を行う基となる考え方と態度の育成に向けた指導資料や、児童生徒が主体となった未然防止の取組が示されていますので、参考にしてください。



イ 被害発生時の対処

ネットトラブルへの対応は、インターネットの性質上、できる限り迅速に行わなければなりません。普段から、児童生徒や保護者が教職員に相談できるような体制を整えておくことが重要です。さらに、その概要が管理者に速やかに伝わり、適切な指導や対応ができるように指導連絡体制も整備しておく必要があります。実際にトラブルが発生した場合の対応例を次に示します。

【トラブル発生時の対応例】

- (ア) 書き込まれたページの保存…今後の指導のため、証拠を残す。
 - ・デジカメで画面を撮影
 - ・プリントアウト
 - ・スクリーンショット
 - ・ファイルとして保存
- (イ) 書き込みの削除
 - ・書き込んだ本人への指導
 - ・掲示板やサイト管理者へ依頼
 - ・プロバイダに依頼
 - ※学校のパソコンを使用し、学校のメールアドレスから依頼を送信する。教職員個人の氏名や所属は記入しない。
- (ウ) 最寄りの警察署又は以下の県民相談室に相談
 - ・栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話 028-627-9110

4 学業指導の充実

学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し、社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現(社会的自立)を図っていくための指導・援助のことです。

これは、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童生徒一人一人を成長させるという考え方に立つものです。また、学業指導を充実させるとは、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の両面から取り組み、相互の関連を図りつつ、スパイラルに推進していくことを示します。この取組は、生徒指導提要改訂に当たり、新たに示された発達支持的生徒指導の1つと捉えることができます。

栃木県教育委員会から出された「[学業指導の充実に向けて～学業指導を全ての教職員が進めるために～](#)」(平成24(2012)年3月)には、学業指導の2本柱である「学びに向かう集団づくり」「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」それぞれにおける3視点について、ポイントや実践事例が示されていますので参考にしてください。

【参考資料】

- ・参考となる情報一覧 p.80「7 児童生徒指導」に記載されている資料と同じ。